

平成26年度

香川大学大学院 香川大学・愛媛大学
連合法務研究科入学者選抜試験（C日程）

既修者試験問題

憲 法（1枚）

刑 法（1枚）

刑事訴訟法（1枚）

【注意事項】

1. 監督者の「解答始め」という指示があるまで、この問題冊子をあけないこと。
2. 「解答始め」の合図により、全ての解答用紙に受験番号を記入し、解答する科目ごとに全ての解答用紙に下記の要領で解答科目名、問題番号を記入してから解答すること。
3. 解答用紙は6枚配布する。解答用紙は裏面を使用せずに、追加の用紙が必要な場合は、手を挙げてその旨を監督者に申し出ること。
4. 1枚の解答用紙には1科目のみ解答し、複数科目の解答をしないこと。
5. 解答用紙下部の 枚中 枚目の箇所は、科目ごとに記入すること。
6. 落丁、乱丁、印刷不鮮明の箇所があった場合は、手を挙げて監督者の指示を受けること。
7. 問題の内容についての質問には一切応じないが、その他の用事があるときは、手を挙げて監督者の指示を受けること。
8. 一時退室する場合は、解答用紙および下書用紙を裏返して机の上に置き、手を挙げて監督者の指示を受けること。
9. 試験開始後15分間、および試験終了前15分間は退室を認めない。
10. 退出時には、問題用紙および下書き用紙を持ち帰ること。

記

○法 第1問を選択する場合
解答用紙（科目名：○法 第1問）

憲法

以下の二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項のとおり、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。

第1問

国会が「国の唯一の立法機関」であることと（憲法 41 条）と議院規則制定権（憲法 58 条 2 項前段）及び最高裁判所規則制定権（憲法 77 条 1 項）の関係について論じなさい。

第2問

A 市民会館は、Y（市）が設置・管理する公の施設であり、集会を含む市民の様々な活動のための利用に供されている。A 市民会館条例では、「公の秩序をみだすおそれがある場合」には、市長は市民会館の利用を不許可とすることができると定めている。X は、Y 市が推進する産業廃棄物処理場建設に反対するために結成された、Y 市の市民からなる市民団体である。X は、産業廃棄物処理場建設反対のための集会を開催しようとして、A 市民会館大ホールの利用申請を行ったが、以下の理由により、Y 市市長 B により不許可とされた。

産業廃棄物処理場については Y 市議会で満場一致で誘致の決議がなされており、現市長も前回市長選挙で誘致を公約に掲げて当選している。したがって、そのような産業廃棄物処理場の誘致に反対するための集会を、税金で賄われている A 市民会館で使用を認めることは、処理場誘致を阻害することになり、市民の意思に反することになるから、「公の秩序をみだすおそれ」がある。A 市民会館大ホールの利用を不許可としたとしても、X が、別の場所で集会を開くことは何ら制約するものではないから、市民会館の使用を拒絶したとしても、集会の自由を制約することにはならない。

この事案における憲法上の論点について論じなさい。

刑法

以下二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項のとおり、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。なお、特に指示のない限り、特別法上の問題点は考慮する必要はない。

第1問

学生のX(21歳)は、友人3人と夕方6時頃から高松市瓦町のピアガーデンで飲み始め、夜8時頃、二次会に行くため友人3人と同瓦町のライオン通りを歩いていたところ、サラリーマン風の男性Y(30歳)とぶつかった。Xの顔を見て、薄気味悪く笑ったYがポケットから携帯電話を取り出そうとしたのを、刃物を取り出して刺しに来るものと誤解したXは、Yの顔面を殴打して全治1ヶ月の重傷を負わせた。

この時Xは、酩酊状態ではなかったが、気分が高揚していた。Xの罪責を述べなさい。

第2問

大学の同級生であったA男とB子は平成23年4月に婚姻したが、B子には婚姻する前からC夫という愛人がいた。平成24年4月頃、B子は家を出てC夫と同棲生活に入った。A男とB子は平成25年4月に協議離婚したが、離婚の条件として、B子がA男に慰謝料200万円支払うことになっており、覚え書きを交わしていた。

期限が到来してもB子が上記慰謝料をなかなか支払わないので、業を煮やしたA男は、C夫に、「300万円支払わないと、B子が怪我することになるぞ」と言って脅した。これに畏怖したC夫は、200万円をA男に支払った。

A男の罪責を述べなさい。なお、B子とC夫は、婚姻はしていない。

刑事訴訟法

以下二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項のとおり、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。なお、特に指示のない限り、特別法上の問題点は考慮する必要はない。

第1問 被告人甲は、心臓発作を起こした老母乙を背中に負ぶって豪雪の中を病院に移動中、重さに耐えかね途中の農作業小屋に乙を横たえて引き返した。数日後に乙が死体で発見され、甲は本位的訴因を保護責任者遺棄罪、予備的訴因を死体遺棄罪として起訴された。その公判で、甲の弁護士丙は、甲が乙を農作業小屋に横たえた時点で、乙は既に寒さで死亡していたと主張し、専門家の鑑定でも、死因が寒さによるものであることは確かだが、死亡時期が甲が乙を農作業小屋に横たえた時より前であるか、以後であるかは不明であった。

裁判所は、甲につき「保護責任者遺棄または死体遺棄」と択一的な事実認定を行ったうえで、死体遺棄罪を適用して処断することができるか。

第2問 警察官 K は、深夜の繁華街はずれの道路を通行中の S を、覚せい剤使用直後の者ではないかと考え職務質問を行った。K は、S に S 着用の替え上着の、膨らんで見える右内ポケットの内容物を提示するよう求めたが、S はこれにどうしても応じなかった。右内ポケットに覚せい剤もしくはその注射器があるに違いないと思い込んだ K は、覚せい剤もしくはその注射器さえ発見されれば、S は翻意して任意に提示したと述べるに違はなく、その旨報告すればよいと考え、左手で S の身体を抱え込んで身動きできなくした上、右手で S の内ポケットを探った。K が S の内ポケットを探ったところ、同内ポケットからは封筒が発見された。K が封筒を調べると中身は思いもかけずハンカチでくるまれた小型拳銃であったので、K は直ちに S を銃砲刀剣類所持等取締法違反（拳銃所持）で現行犯逮捕した。S の逮捕直後の K による第1回取調では、S は拳銃を自己の物と認めたが、K による第2回取調以降は、S は封筒は友人 F から預かった物で、中身が小型拳銃とは知らなかったと供述した。この場合において、S が、銃砲刀剣類所持等取締法違反（拳銃所持）で起訴された公判において、裁判所は以下の証拠調べをすることができるか。

- (1) 上記小型拳銃を、S が小型拳銃を所持していたことの証拠として証拠調べする。
- (2) K による S の第1回取調における S の供述調書を、S が小型拳銃を所持していたことの証拠として証拠調べする。